

2 5年後見直しに係る検討について

子ども・子育て支援法附則の見直し規定

子ども・子育て支援法附則第2条第4項において、法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとするとしている。

検討の進め方

- その上で、検討すべき事項として考えられるものは、以下のとおり。
 - (1) 法律上経過措置の期限が到来するものなど、見直しの検討を行わなければならない事項
 - ア 新制度施行後、5年間で経過措置の期限が到来する項目
 - イ 地方からの提案等に関する対応方針に関する項目
 - (2) 新制度の運営等に関連し、検討が必要な事項
 - ア 新しい経済政策パッケージ等閣議決定されている主な事項
 - イ 制度の施行状況を勘案し、今後検討が必要と考えられる事項 など
- (1)及び(2)を検討した上で、直ちに検討に着手する事項と今後検討すべき事項の精査

参 考

○子ども・子育て支援法(平24法65)

附 則

(検討等)

第二条 1～3 (略)

4 政府は、前三項に定める事項のほか、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。 1

2(1)ア 新制度施行後、5年間で経過措置の期限が到来する項目

| 項目 | 根拠法令等 |
|--|--|
| ◎幼保連携型認定こども園における保育教諭の資格特例【87】 | ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律附則第5条 |
| ◎幼保連携型認定こども園における保育教諭の幼稚園免許状及び保育士資格取得の特例【88】 | ・教育職員免許法附則第19項 ・児童福祉法施行規則第6条の11の2第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準 |
| ○みなし幼保連携型認定こども園等における職員配置に関する経過措置【91】 | ・幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準附則第2条 ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準附則第2項 |
| ○幼保連携型認定こども園における保健師、看護師、准看護師のみなし保育教諭の特例【92】 | ・幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて(平成26年11月28日付府政共生第1104号・26文科初第891号・雇児発1128第2号) |
| ○新制度施行時点で市町村が定める利用者負担額よりも低い保育料を設定していた私立幼稚園、認定こども園の利用料に係る経過措置【93】 | ・子ども・子育て支援法施行令等の一部を改正する政令及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令の公布について(平成27年3月31日付府政共生第347号・26文科初第1462号・雇児発0331第19号) |

【 】内の数字は、資料3-2のページ番号に対応

| 項目 | 根拠法令等 |
|--|--|
| ○みなし幼保連携型認定こども園における施設長に係る経過措置【94】 | ・特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の改正に伴う実施上の留意事項について(平成28年8月23日付府子本第571号・28文科初第727号・雇児発0823第1号) |
| ○地域型保育事業(居宅訪問型事業を除く)における食事の提供に係る経過措置【95】 | ・家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準附則第2条 |
| ○地域型保育事業(居宅訪問型事業を除く)における連携施設に関する経過措置【95】 | ・特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準附則第5条 ・家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準附則第3条 |
| ○小規模保育事業B型等に係る経過措置(保育従事者の資格)【95】 | ・家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準附則第4条 |
| ○小規模保育事業C型に係る経過措置(定員上限)【95】 | ・特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準附則第4条 ・家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準附則第5条 |

◎は法律の改正が必要な項目 ○は政省令等の改正が必要な項目

【 】内の数字は、資料3-2のページ番号に対応

2(1)イ 地方からの提案等に関する対応方針に関する項目

| 年度 | 提案事項 |
|-------|--|
| H28※1 | ①一時預かり事業及び病児保育事業の届出提出先並びに立入検査事務の市町村への移譲【100】 |
| H28 | ②幼保連携型認定こども園の設備に関する基準の緩和【101】 |
| H28 | ③子ども・子育て支援法による支給認定手続の簡素化【102】 |
| H28 | ④保育標準時間と保育短時間の統合【105】 |
| H28 | ⑤子ども・子育て支援新制度下における認定こども園の保育短時間制度の廃止について【106】 |
| H29※2 | ⑥認定こども園等における保育料に対する徴収権限の強化【107】 |
| H29 | ⑦認定こども園での障害児等支援にかかる補助体系の見直し【108】 |
| H29 | ⑧子ども・子育て支援法における支給認定の職権変更事務の簡素化【110】 |

※1 「平成28年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成28年12月20日閣議決定)

※2 「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成29年12月26日閣議決定)

※ いずれも子ども・子育て支援法附則第2条4項の規定に基づき、5年を目途として行う子ども・子育て支援新制度の検討の際に、必要があれば所要の措置を講ずることとされている。

【 】内の数字は、資料3-2のページ番号に対応

2(2)ア 新しい経済政策パッケージ等閣議決定されている主な事項

| | |
|-----------|---|
| 量の拡充・質の向上 | <p>○0. 3兆円超メニューについては、「子ども・子育て支援の更なる「質の向上」を図るため、消費税分以外も含め、適切に財源を確保していく」とされているため、こうした方針に基づき、引き続き各年度の予算編成過程において、安定的な財源確保に努めていく。</p> <p>(経済財政運営と改革の基本方針2017(平成29年6月9日閣議決定))</p> |
| 処遇改善 | <p>○保育士の確保や他産業との賃金格差を踏まえた処遇改善に更に取り組むこととし、2017年度の人事院勧告に伴う賃金引上げに加え、2019年4月から更に1%(月3,000円相当)の賃金引上げを行い、処遇改善について着実に取り組む。</p> <p>(新しい経済政策パッケージ(平成29年12月8日閣議決定))</p> |
| 幼児教育の無償化 | <p>○幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化する。幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等については保育の必要性及び公平性の観点から本年夏までに結論を出すこととされている。</p> <p>(新しい経済政策パッケージ(平成29年12月8日閣議決定))</p> |
| その他 | <p>○「放課後子ども総合プラン」に基づく2019年度末までの約30万人分の新たな受け皿の確保を2018年度末までに前倒しすることとし、引き続き放課後児童クラブの受け皿の整備を図る。</p> <p>(新しい経済政策パッケージ(平成29年12月8日閣議決定))</p> |